

2022年版 速修テキスト5 経営法務

標記書籍内容に誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたこと深くお詫びいたします。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。下線部が変更点です。

【正誤表】

1. p.245 第1部 速修テキスト
第3章 I 4(7)① 定款または株主総会による報酬等の決定 下から5行目

誤	正
<p>取締役の報酬として募集株式・新株予約権を付与する場合は、当該募集株式・新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項を株主総会の決議で定めなければならない(改正後の 361 条 1 項 3 号・4 号)。</p>	<p>取締役の報酬として募集株式・新株予約権を付与する場合は、当該募集株式・新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項を、<u>定款または株主総会の決議で定めなければならない(361 条 1 項 3 号・4 号)。</u><u>取締役に対して適切なインセンティブを付与する観点から、上場会社の取締役(指名委員会等設置会社では執行役または取締役)の報酬として募集株式・新株予約権を付与する場合には、</u><u>金銭の払込み等を要しないこととしている(202 条の 2、236 条 3 項・4 項)。</u></p>

2. p.283 第1部 速修テキスト
第3章 I 6(3)① 募集事項の決定 18行目

誤	正
<p>募集に応じて株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式(募集株式)の発行をするためには、取締役会決議で、募集株式数、募集株式の払込金額等を決定しなければならない(199 条、201 条)。</p>	<p>募集に応じて株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式(募集株式)の発行をするためには、取締役会決議で、募集株式数、募集株式の払込金額等を決定しなければならない(199 条、201 条)。 <u>なお、上場会社の取締役(指名委員会等設置会社では執行役または取締役)の報酬等として募集株式の発行等を行う場合には、取締役に対して適切なインセンティブを付与する観点から、金銭の払込み等を要しないもの(無償発行)とすることができる(202 条の 2)。</u></p>

3. p.288 第1部 速修テキスト
第3章 I 3 (3) ② 報酬制度としての位置づけ 17行目

誤	正
<p>取締役や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるため、一種の報酬制度と位置づけられる。報酬額が企業の業績向上による株価の上昇と直接連動することから、権利を付与された取締役や従業員の株価に対する意識は高まり、業績向上のインセンティブとなる。</p>	<p>取締役や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるため、一種の報酬制度と位置づけられる。報酬額が企業の業績向上による株価の上昇と直接連動することから、権利を付与された取締役や従業員の株価に対する意識は高まり、業績向上のインセンティブとなる。</p> <p><u>なお、上場会社の取締役（指名委員会等設置会社では執行役または取締役）の報酬等としてストック・オプションを付与する場合には、取締役に対して適切なインセンティブを付与する観点から、金銭の払込み等を要しないで権利を行使できる内容とすることができる（236条3項・4項）。</u></p>

以上